

ラムサール条約湿地の 新規登録候補地及び 登録区域拡張候補地について

平成30年10月2日(火)
中央環境審議会野生生物小委員会

ラムサール条約とは



ラムサール 条約湿地 ()内は国内

● 箇所数

2,309
(50)

● 総面積

約2億2900
ha
(約15万 ha)

(2018.6.現在)

● 正式名称

Convention on Wetlands of International Importance especially as Waterfowl Habitat

特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約

● 目的

特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地及びそこに生息生育する動植物の保全と、その賢明な利用（ワイズ・ユース）の促進

● 採択

1971年2月2日
(イラン・ラムサール)

● 発効

1975年

● 締約国数

170



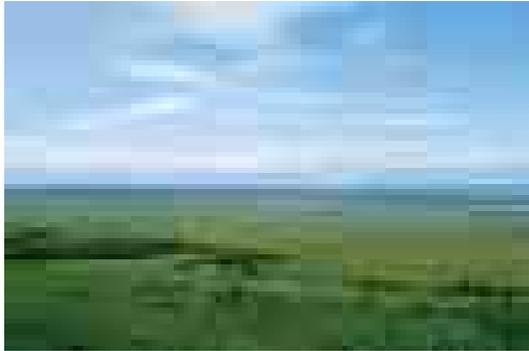
ラムサール条約とは

● 国内の登録湿地位置図



日本のラムサール条約湿地

● 国内の登録湿地



湿原(釧路湿原)



河口干潟 (藤前干潟)



水田(蕪栗沼・周辺水田)



マングローブ林(名蔵アンパル)



サンゴ群集(串本沿岸海域)



地下水系(秋吉台地下水系)

日本のラムサール条約湿地

我が国におけるラムサール条約湿地の要件

- ① 国際的に重要な湿地であること。（ラムサール条約の下での基準に該当していること）
- ② 国の関与（自然公園法に基づく国立・国定公園、鳥獣保護法に基づく国指定鳥獣保護区など）により、将来にわたって、自然環境の保全が図られること。
- ③ 地元自治体などから登録への賛意が得られること。

日本のラムサール条約登録湿地

国際的に重要な湿地を特定するための9つの基準

- 基準 1. 各生物地理区（世界の生物相を大まかに分ける地図）内で、代表的、希少又は固有な湿地タイプを含む湿地
- 基準 2. 絶滅のおそれのある種又は生態学的群集の生存にとって重要だと考えられる湿地
- 基準 3. 各生物地理区の生物多様性を維持するのに重要と考えられる湿地
- 基準 4. 生活環の重要な段階を支える上で重要な湿地
- 基準 5. 定期的に2万羽以上の水鳥を支える湿地
- 基準 6. 水鳥の種又は亜種の個体群において、個体数の1%を定期的に支える湿地
- 基準 7. 固有な魚類の亜種、種又は科の相当な割合を支える湿地
- 基準 8. 魚類の重要な食物源であり又は産卵場、稚魚の育成場である湿地
- 基準 9. 鳥類以外の湿地に依存する動物の種又は亜種の個体数の1%以上を定期的に支える湿地

新規登録候補地



登録候補地

2ヶ所 (面積6,160ha)

拡張候補地

1ヶ所 (拡張面積534ha)

登録後 52ヶ所

(50ヶ所から2ヶ所増)

面積 154,696ha

(148,002haから6,694ha増)

1. 志津川湾

- 所在地: 宮城県南三陸町
- 面積: 5,793ha
- 保全の担保措置: 三陸復興国立公園海域公園地区



志津川湾の登録基準

<基準1>

特定の生物地理区内で、代表的、希少または固有の湿地タイプを含む湿地



<基準2>

絶滅のおそれのある種にとって重要な湿地

- 環境省RL絶滅危惧Ⅱ類コクガン



<基準3>

各生物地理区の生物多様性を維持するのに重要な湿地

- IUCNレッドリスト記載のアマモ、スゲアマモ、タチアマモ、スガモが生育するアマモ場
- マコンブ場は志津川湾が南限に近く、アラメ場は北限に近い



志津川湾の登録基準



<基準4>

生活環の重要な段階を支える上で重要な湿地

- コクガンの越冬地

<基準6>

水鳥の種又は亜種の個体群において、個体数の1%を定期的に支える湿地

- コクガンが日本の個体群の1%以上飛来

志津川湾の登録基準

<コクガン(絶滅危惧Ⅱ類)の飛来数(羽) >

(平成29年度志津川湾ラムサール条約湿地情報票(RIS)作成業務報告書)

年度	調査日	調査結果						合計
		阿波海峽	志津川	平瀬川	伊豆川	内海	その他	
2017	2018/02/22	-	127	-	-	-	-	127
2018	2018/12/27	-	28	12	10	2	3	55
2019	2020/01/07	-	127	-	-	-	-	127
2020	2021/02/07	4	14	22	14	-	11	55
2021	2022/02/25	81	4	28	8	48	83	264
2022	2023/01/04	24	28	-	-	-	42	94
2023	2023/12/28	34	40	10	10	6	34	134
2024	2025/01/28	19	8	1	8	17	49	134
2025	2026/01/14	14	-	17	8	17	56	134
2026	2027/01/28	66	66	8	8	12	64	260

個体群の1%:25羽

基準2:絶滅のおそれのある種にとって重要な湿地

基準4:生活環の重要な段階を支える上で重要な湿地

基準6:水鳥の種又は亜種の個体群において個体数の1%を定期的に支える湿地

志津川湾の登録基準

＜アマモ場、アラメ場、マコンブ場の位置＞

（平成29年度志津川湾ラムサール条約湿地情報票(RIS)作成業務報告書）



アマモ場の位置



アラメ場・マコンブ場の位置

基準3:各生物地理区の生物多様性を維持するのに重要な湿地

2. 葛西海浜公園

- 所在地: 東京都江戸川区
- 面積: 367ha
- 保全の担保措置: 国指定葛西沖三枚洲鳥獣保護区葛西沖三枚洲特別保護地区



葛西海浜公園の登録基準

<基準4>

生活環の重要な段階を支える上で重要な湿地

- 多くの渡り鳥が越冬地として利用

<基準5>

定期的に2万羽以上の水鳥を支える湿地

- ガン・カモ類が2万羽以上飛来

<基準6>

水鳥の種又は亜種の個体群において、個体数の1%を定期的に支える湿地

- スズガモ、カンムリカイツブリが東アジア個体群の1%以上飛来



葛西海浜公園の登録基準

＜冬期(12月～1月)のガン・カモ類の飛来数＞

(モニタリング1000ガン・カモ類調査(葛西臨海公園))



基準4: 生活環の重要な段階を支える上で重要な湿地

基準5: 定期的に2万羽以上の水鳥を支える湿地

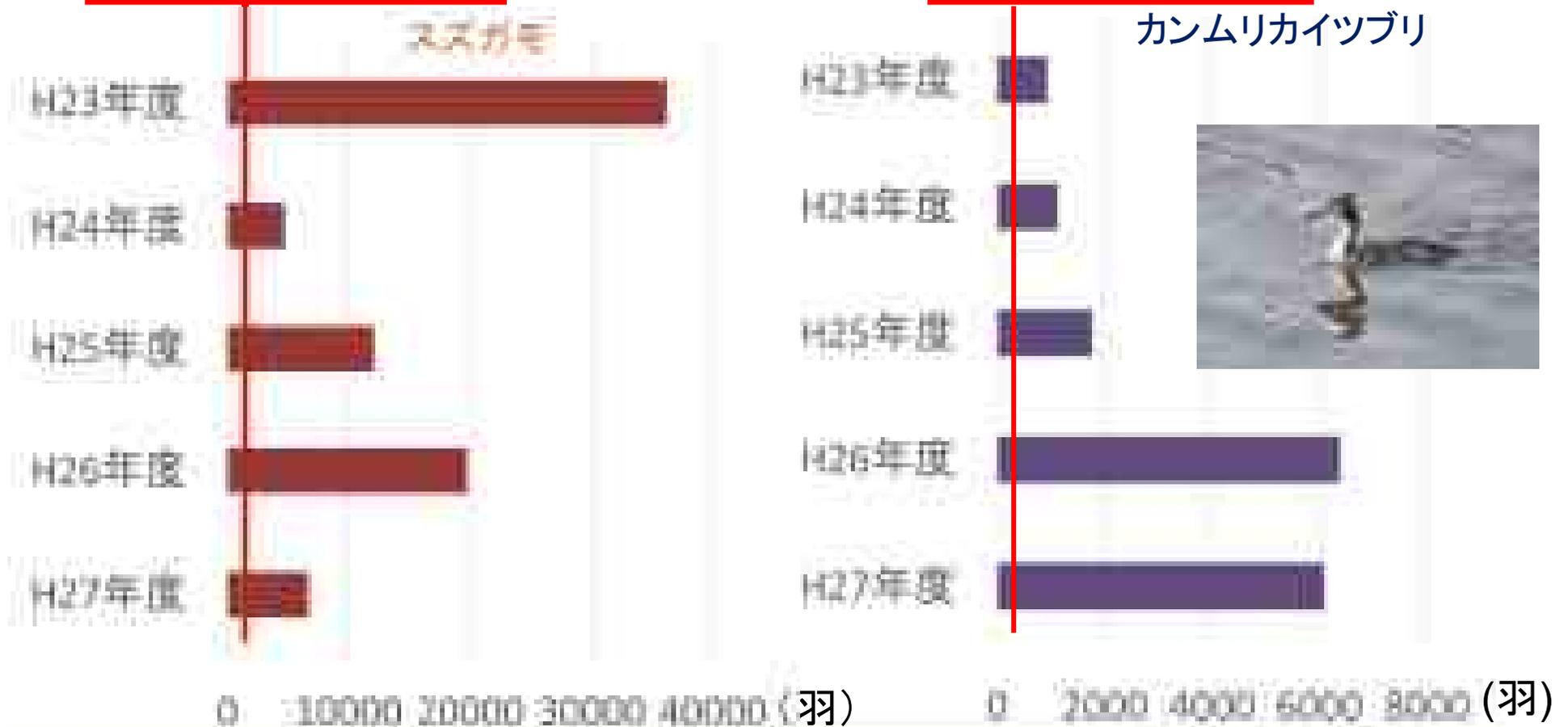
葛西海浜公園の概況

＜スズガモ、カンムリカイツブリの飛来数＞

(モニタリング1000ガン・カモ類調査(葛西臨海公園))

個体群の1%:2,400羽

個体群の1%:350羽



基準6:水鳥の種又は亜種の個体群において個体数の1%を定期的に支える湿地¹⁶

3. 円山川下流域・周辺水田

- 所在地: 兵庫県豊岡市
- 面積: 1,094ha(534ha拡張)
- 保全の担保措置:
 - 国指定円山川下流域鳥獣保護区特別保護地区
 - 山陰海岸国立公園特別地域
 - 国管理一級河川

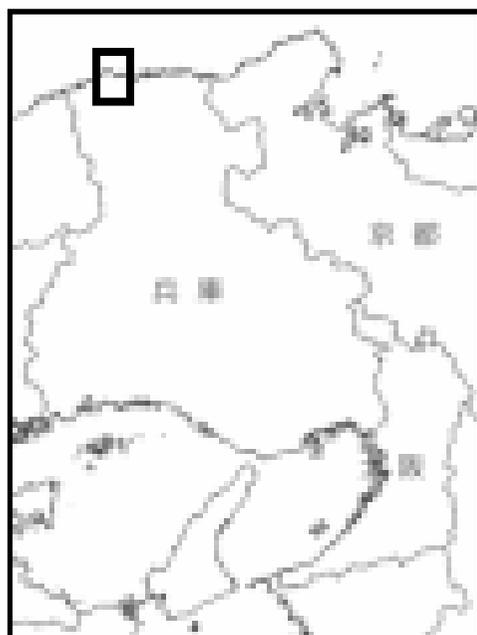


図1 研究対象地域の位置と拡大区域

円山川下流域・周辺水田の登録基準

<基準2>

絶滅のおそれのある種にとって重要な湿地

- 環境省RL絶滅危惧 I B類(CR)コウノトリ、
環境省RL絶滅危惧 I B類(EN)ヒヌマイトトンボ
等



<基準8>

魚介類の重要な餌場、産卵場、稚魚の生育場である
湿地

- エドハゼ、キタノメダカ、スナヤツメ、ニホンウナギ等の魚類の成育場や産卵場



拡張区域の詳細

コウノトリの野外生息数の増加を受け、コウノトリの採餌及び繁殖の場として継続的に利用されている区域もラムサール条約に登録する。

③円山川

④出石川加陽湿地

コウノトリが休息場、採餌場として利用。
加陽湿地は国土交通省の自然再生事業により創出された大規模湿地で、コウノトリなど多くの鳥類にとって重要な生息地となっている。



①百合地周辺水田

②伊豆周辺水田

コウノトリが繁殖地、採餌場として利用。冬期湛水の水田にはコハクチョウやガンカモ類などが飛来。



コウノトリペア
の利用区域

※提供

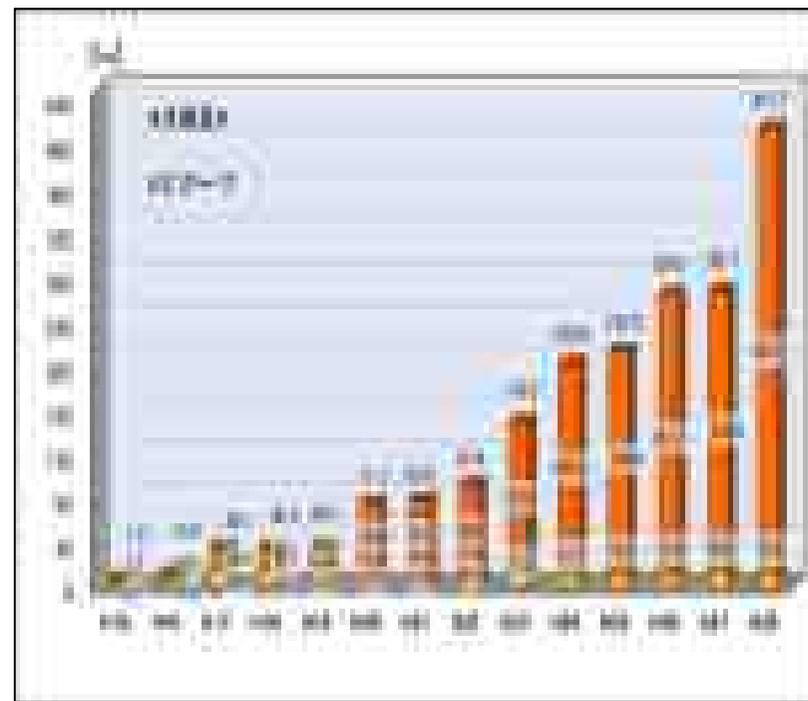
コウノトリ郷公園

(2012~2016データ)



円山川下流域・周辺水田のウィズユースの取組

・コウノトリ育む農法（環境創造型農業）



・環境教育（コウノトリツーリズム）



コウノトリ米



米粉バームクーヘン